

排水管理報告書の徴収に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)第24条に基づく、排水管理報告書の徴収に係る事務に必要な事項を定めるものとする。

(排水管理報告書の徴収対象事業場)

第2条 原則として、水質の測定義務の指導に関する事務取扱要領の別表に掲げる項目について、次の各号に該当するものを、排水管理報告書の徴収対象事業場とする。なお、徴収対象事業場となった場合には、文書で通知する。

(1)分類1,2及び3の項目を排出する恐れのある事業場：1日の排水量に関係なし

(2)分類4の項目を排出する恐れのある事業場：1日の排水量が30立方メートル以上

(3)分類5,6及び7の項目を排出する恐れのある事業場：1日の排水量が50立方メートル以上

(報告する水質測定項目)

第3条 特定事業場については、測定する全ての項目の報告を求めるものとする。なお、水質の測定義務等に係る事務については、別途要領で定める。また、非特定事業場については、測定項目及び回数は、特定事業場に準拠し、公共下水道管理者が指示することとする。

(報告する内容)

第4条 排水管理報告書において、報告する内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)工場又は事業場の名称

(3)排水管理報告書の作成者及び所属、連絡先

(4)報告する期間

(5)水質測定結果

(6)総排水量

(7)操業日数

(8)1日当たりの排水量

(9)排除基準超過の報告内容

(10)廃棄物の種類、量及び処分の方法

(11)水処理に使用した薬品の種類と量

(12)届出内容、排水の水質等に関連する変更等の有無

(排水管理報告書の徴収回数)

第5条 排水管理報告書を徴収する回数は、年1回とする。

(加減規定)

第6条 第2条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項を考慮して、徴収対象、又は徴収対象外とすることができる。

(1) 徴収対象とする場合

- ア 過去に違反又は違反の恐れがあった場合
- イ その他公共下水道管理者が必要と考える場合

(2) 徴収対象外とする場合

- ア 特定施設の使用を含む操業を休止する場合
- イ 対象となる下水の排除の頻度が少ない場合
- ウ 対象となる下水の量が総排水量に比べて少ない場合
- エ その他公共下水道管理者が不要と考える場合

(指導・監督)

第7条 測定結果が、排除基準超過の場合には、速やかに原因を調査し、対策を講じるとともに、公共下水道管理者に連絡するよう指導する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年3月28日から施行する。